

市民文化局事故対策委員会設置要綱

平成 20 年 3 月 31 日

19 川市庶第 1147 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民文化局（以下「局」という。）が所掌する業務上発生した事故、及び局が設置条例を所管する施設のうち各区が管理・運営等を所管する施設（以下「関連施設」という。）において業務上発生した事故について、処理の適正化を図るとともに、今後の事故防止に資するため、市民文化局事故対策委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 事故防止対策の推進に関すること。
- (2) 事故にともなう紛争に関すること。
- (3) 事故にともなう損害賠償に関すること。
- (4) 事故にともなう求償に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市民文化局長をもって充てる。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、市民生活部長をもって充てる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 委員は、パラムーブメント推進担当部長、コミュニティ推進部長、人権・男女共同参画室長、市民スポーツ室長、市民文化振興室長をもって充てる。
- 7 関連施設において業務上の事故が発生した場合は、前項の委員に、事故が発生した関連施設を所管する区の部、室長を加えるものとする。

(部会の設置等)

第 4 条 委員長は、第 2 条各号に掲げる事項について、調査審議を円滑に進めるために、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会については、事故が発生した業務等に関連する部、室の長を部会長とし、当該業務等に関係する各所管の課長を部会の委員として組織する。
- 3 部会の運営等については、その都度定める。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員会は、調査審議事項について必要と認めるときは、関係者等の出席を求め、

説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が委員会に諮って別途定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。